

ほたるら

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
小田原支部

小田原市城内1丁目21番地
発行責任者 支部長 夏井喜久夫
編集責任者 部会長 奥山 和彦



小田原ガス(株) 青木敏雄氏 撮影

第84回 全国安全週間スローガン

『安全は 家族の願い

企業の礎 創ろう元気な日本！』

平成23年度

全国安全週間を迎えて

小田原労働基準監督署 署長 山田泰彦



日ごろ当監督署の行政運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も全国安全週間を迎えることとなりました。

今年度のスローガンは、「安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本！」であり、震災及びその後の様々な影響を背景として、「人命尊重」及び「安全な職場を前提とした一日も早い日本の復興」という願いが強く求められた例年とは一味違ったスローガンとなっております。さらに、今年は「産業安全運動100年目」に当たる年でもあり、「『安全専一』から100年 未来へつなごう安全のこころ」が中央労働災害防止協会の年間標語になっているところでもあります。

我が国の労働災害による死亡件数は、昭和36年をピーク（6,712件）に先人たちのご努力によって減少を続け、平成10年に2,000件を下回り、さらに平成21年には、1,075件とあと一歩で1,000件を割るところまで年々減少してきま

第84回全国安全週間

小田原地区推進大会に参加して

平成23年度全国安全週間小田原地区推進大会が6月3日に開催され、冒頭今回の地震と津波、労働災害で亡くなった方へ哀悼の意を込めて黙とうを捧げました。小田原産業労働団体連合会の夏井会長、小田原労働基準監督署の山田署長



より挨拶を頂き、今年度のスローガン「安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本！」は今回の大震災を意識したスローガンとなつた。また、すでに震災復旧で数名の方が労働災害で尊い命を亡くしているとのお話をありました。小田原労働基準監督署の長瀬安全衛生課長より、今年度の実施要領、本週間に実施する事項、準備月間に実施する事項についての説明が行われました。

なお、実施事項の最初で「安全活動は本週間終了後も継続的に取り組む必要があることに留意すること」の言葉を聴き、本週間は単なる1週間でなく、安全活動の原点に帰り、安全衛生活動を着実に実施していく週間にすべきであると再認識しました。



特別講演では、「東日本大震災の被災地で活動して大切なこと」と題して、(財)原子力安全研究協会 被ばく医療研究所の高野副所長より講演頂きました。講演の中で数々のアドバイスを頂きましたが、職場及び自治会活動で今回のアドバイスを基に防災について考えてみようと思いました。

（日本製紙クレシア株式会社 松江隆己）

●節電に取り組む労使のみなさんへ●

小田原労働基準監督署

日7時間、1週35時間などと短縮します。

この実施に当たっては、原則として就業規則の変更・届出が必要です。就業規則の定め方としては、次のような規定を就業規則の末尾に臨時に加えることなどが必要です。

第〇条 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間の始業・終業の時刻、休憩時間は、**第〇条**（注：通常の始業・終業時刻などを定めた規定）の規定にかかわらず、1週間にについては35時間、1日については7時間とし、また、始業・終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

始業・終業時刻	休憩時間
始業 午前9時00分	12時00分から
終業 午後5時00分	13時00分まで

【対策実施に当たり必要な手続】

- ・労使の話し合い
- ・就業規則の作成・変更及び労働者の代表からの意見聴取
- ・届出書作成
- ・所轄労働基準監督署への届出・労働者への周知

③ 所定外労働時間を削減する 【対策の概要】

所定労働時間が就業規則で始業午前9時、終業午後6時までとされている場合、その時間の範囲を超えて所定外労働を行わないようにします。例えば、「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」を設けたりすることなどが考えられます。

【対策実施に当たり必要な手続】
実施に当たっては、労使で話し合っていたところが必要です。（書類の作成、監督署への届出は必要ありません。）

2 平日（月～金曜）の対策

1週間の電力消費量を考えると、企業の休みが多い土曜日・日曜日は平日と比べて少くなります。

① 所定休日を土曜日・日曜日以外の日に変更する

【対策の概要】
例えば、就業規則で土曜日及び日曜日とされている所定休日を、夏季についてはそれ以

外の曜日に変更します。この実施に当たっては、原則として就業規則の変更・届出が必要です。就業規則の定め方としては、次のような規定を就業規則の末尾に臨時に加えることなどが必要です。

第〇条 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間の休日は、第〇条（注：通常の所定休日などを定めた規定）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 火曜日及び水曜日
- (2) その他会社が指定する日

【対策実施に当たり必要な手続】

- ・労使の話し合い
- ・就業規則の作成・変更及び労働者の代表からの意見聴取
- ・届出書作成
- ・所轄労働基準監督署への届出
- ・労働者への周知

3 夏季の休業・休暇の分散化・長期化による節電対策

8月のお盆の時期には、企業の夏季の休業等が集中するため、その前後の時期と比べ電力需要が大きく低下します。

このため、各企業・事業場では、お盆以外の時期に夏季の休業・休暇を設定することや、長めの連続休業・休暇を設定して電力消費を抑制する工夫をしましょう。

① 所定休日を増加する

【対策の概要】

就業規則で土曜日及び日曜日とされている所定休日に、夏季についてはそれ以外の曜日を追加します。

この実施に当たっては、原則として就業規則の変更・届出が必要です。就業規則の定め方としては、次のような規定を就業規則の末尾に臨時に加えることなどが必要です。

第〇条 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間の休日は、第〇条（注：通常の所定休日などを定めた規定）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 月曜日、土曜日及び日曜日
- (2) その他会社が指定する日

【対策実施に当たり必要な手続】

- ・労使の話し合い
- ・就業規則の作成・変更及び労働者の代表からの意見聴取
- ・届出書作成
- ・所轄労働基準監督署への届出
- ・労働者への周知

② 年次有給休暇の計画的付与制度を導入する

【対策の概要】

年次有給休暇のうち5日を超える部分について、労使協定に基づき計画的に休暇取得日を割り振ります。

この実施に当たっては、就業規則及び労使協定に次のような規定を追加することなどが必要です。

（就業規則の記載例）

第〇条 従業員代表との書面による協定により、各従業員の有する年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

【対策実施に当たり必要な手続】

- ・労使の話し合い
- ・就業規則の作成・変更及び労働者の代表からの意見聴取
- ・届出書作成
- ・所轄労働基準監督署への届出
- ・労働者への周知

③ 6か月程度を対象期間として変形労働時間制度を導入する

【対策の概要】

夏季及び秋季に6か月程度の変形労働時間制を導入し、電力需要の高まる夏季には所定労働時間を少なく設定し、その分の労働時間を秋季に割り振ります。

この実施に当たっては、就業規則及び労使協定の定めが必要です。

【対策実施に当たり必要な手続】

- ・労使の話し合い
- ・就業規則の作成・変更及び労働者の代表からの意見聴取
- ・届出書作成
- ・1年単位の変形労働時間制に関する協定届・協定書作成
- ・所轄労働基準監督署への届出
- ・労働者への周知

4 注意事項

- 労働時間が深夜（午後10時～午前5時）にわたる場合、通常の労働時間の賃金の25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- 原則として以下の者に深夜労働をさせることはできません。
 - ・満18歳未満の年少者
 - ・妊娠中の女性労働者及び産後1年を経過しない女性労働者（請求した場合）
 - ・小学校就学前の子を養育する労働者（請求した場合）
 - ・要介護状態にある家族を介護する労働者（請求した場合）

平成23年度

小田原地区安全功労者表彰



鈴木辰雄

富士ゼロックス株
竹松事業所
青木 實山岸謙
小田原商品センター
高橋 誠

■表彰者の選考について

この表彰は、毎年、全国安全週間小田原地区推進大会において、小田原産業労働団体連合会の表彰規定に基づき、3年以上無事故の事業場の中より、同一事業場に5年以上勤務し、かつ安全に対し功績のあった方に贈られるものです。

小規模事業場の事業者と労働者の皆さんへ
地域の産業医による健康相談・保健指導は
無料健康相談窓口をご利用下さい

労働者が心身ともに健康で働き続けられるように、長時間労働面接指導、メンタルヘルス対策や生活習慣病予防など、事業場が行う労働衛生管理の支援をするために、「神奈川県県西地域産業保健センター」では、地域の産業医による面接指導や健康診断の事後措置などの無料健康相談・保健指導を行っています。

1. 無料健康相談窓口ご利用時間（ご利用希望の方は、事前にご連絡を下さい）
午後1時00分～3時00分まで
2. 相談日（平成23年10月までの相談日は次のとおりです。メンタルはメンタルヘルス相談の日です）
7月5日(火) 7月14日(木) 7月19日(火) メンタル 8月10日(水) 8月15日(月) メンタル
8月25日(木) 9月8日(木) 9月20日(火) メンタル 9月28日(水) 10月11日(火)
10月17日(月) メンタル 10月20日(木)

（固定の相談窓口をご利用希望の方は、小田原医師会のホームページをご覧下さい）

3. 木曜日会場（小田原医師会衛生会館 1F会議室 小田原市城内1-22）

木曜日以外の日は、小田原市保健センターで「健康相談窓口」を開設しています。

この他に事業者や労働者が利用し易いように、南足柄市、松田町、箱根町、開成町、山北町、中井町などの産業医のいる診療所でも適宜開設しています。

連絡先 0465-49-2929（月～金曜日の祭日を除く10時から16時までご連絡ください）

厚生労働省委託事業【神奈川県医師会・協力小田原医師会・足柄上医師会】 ご利用希望の方は

神奈川県県西地域産業保健センター TEL 0465-49-2929
FAX 0465-49-2930

■小田原市酒匂2-32-16（小田原市保健センター内）コーディネーター 山本 熊

支部会員事業場紹介

株式会社 小田原百貨店

☆社名 株式会社 小田原百貨店
☆所在地 小田原市栄町2-7-8
☆代表者名 代表取締役 神戸洋一
☆創立 昭和28年
☆従業員数 600名
☆事業内容 小田原市を中心に7店舗を展開する「食品スーパー・マーケット」
店舗：柏山店、寿町店、板橋店、南足柄店、真鶴店、湯河原店、渋沢店



三英電業株式会社 箱根営業所

☆社名 三英電業株式会社 箱根営業所
☆所在地 足柄下郡箱根町箱根245-1
☆代表者名 所長 河合克明
☆開設 平成9年7月
☆従業員数 12名
☆事業内容 東京電力株地中配電工事の施工
無電柱化工事の施工



[事務局だより]

事務局長 剣持 收

[7月～11月行事案内]

- * 救急法短期講習会
・7月4日(月) 小田原箱根商工会議所
- * リスクアセスメント研修会
・7月15日(金) 小田原箱根商工会議所
- * 健康保持増進講習会
・7月21日(木) 小田原箱根商工会議所
- * 全国労働衛生週間小田原地区推進大会
・9月6日(火) 小田原市民会館
- * KYTリーダー研修会
・9月14日(水) 小田原箱根商工会議所
- * VDT労働衛生教育
・9月16日(金) 小田原箱根商工会議所
- * 届出手続き講習会
・9月27日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 安全衛生担当者の実務教育
・9月28日(水)、29日(木)
小田原箱根商工会議所
- * 研削といし特別教育
・10月4日(火) 小田原箱根商工会議所
- * フォークリフト特別教育
・10月11日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 小型移動式クレーン運転技能講習会
・10月13日(木)、14日(金)学科
小田原箱根商工会議所
- ・10月15日(土) 実技 曽我みのり館
- * 安全管理者選任時研修
・10月18日(火)、19日(水)
小田原箱根商工会議所
- * クレーン運転特別教育
・10月27日(木) 小田原市民会館
- * 有機溶剤業務労働衛生教育
・11月1日(火) 小田原市民会館



2005年にスタートした「クールビズ」も今年で7年目を迎え、すっかり定着した感がありますが、今年、環境省では、東日本大震災に伴う夏場の節電対策として、これまでのクールビズより一層の軽装を促す「スーパークールビズ」を6月から実施し、ポロシャツやアロハシャツ、さらには、Tシャツやジーンズ姿での勤務もOKとしています。

私の職場でも、5月16日から、いわゆる通

- * 職長安全衛生教育
・11月9日(水)、10日(木)
小田原箱根商工会議所
- * リスクアセスメント研修会
・11月15日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 玉掛け業務特別教育
・11月22日(火) 小田原箱根商工会議所
- * 粉じん作業特別教育
・11月25日(金) 小田原市民会館

[協会本部行事のお知らせ]

- * 労務安全衛生管理夏季講座
・10月20日(木) ホテル横浜ガーデン
- * 神奈川労務安全衛生大会
・11月8日(火)
横浜そごう9階新都市ホール

[平成23年度入会事業場紹介]

4月1日～6月15日入会分（4社）
富士ゼロックススマニュファクチャリング
株式会社竹松事業所

旭合成化学株式会社
有限会社ランケイ社
株式会社丸二製作所

(現在会員数 328社)

[支部入会へのご協力依頼]

会員の皆さままで協力会社や近隣会社等で、まだ入会されていない事業場がありましたら紹介をお願いします。

入会のお問合わせは下記にお願い致します。
(小田原支部事務局 TEL: 0465-24-1753)

常の「クールビズ」がはじまりましたが、本当に暑いときは団扇を使ったり、冷たい飲み物を飲んだりして暑さをしのいでいます。

特に暑がりで、夕方になるとノドが乾いて仕方がない私は、もっぱら冷たい飲み物で暑さを鎮め、渴きを癒します。そのおかげで毎年、夏の間は月末近くになると懐具合が冷え込み、違った意味での“暑気あたり”に悩まされます。今年こそは、効率的なクールビズを心がけ、懐だけは季節はずれの「ウォームビズ」といきたいものです。

(広報部会 出縄 正)